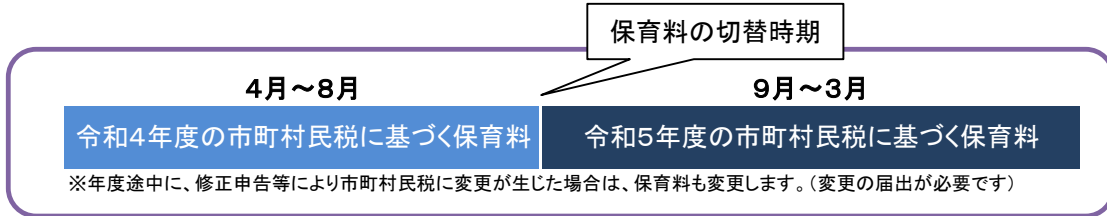


★保育料の決定

- ①令和5年3月31日現在の児童の満年齢で決定します。
- ②保育料算定の基準となるのは原則、入所児童の父母の市町村民税額の合算により決定します。
※入所児童を父母以外が扶養していると認められる場合、その扶養者(家計の主宰者)の税額も算定対象となります。
「家計の主宰者」…①入所児童を住民税の算定上扶養控除の対象にしている者。②入所児童を健康保険等において扶養家族としている者。③その世帯において最多収入・最多納税の者。(なお、入所児のいる世帯が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、祖父母は「家計の主宰者」とはなりません。)



令和5年度 北栄町保育料基準額表(月額)

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		1号認定	2号認定		3号認定	
		満3～5歳児	3歳～5歳児クラス		0～2歳児クラス	
		教育	保 育			
		標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
		4時間程度	11時間	8時間	11時間	8時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割 48,600円未満	0	0	0	12,100	11,900
第4-1	48,600円以上 72,800円未満	0	0	0	18,600	18,300
第4-2	72,800円以上 77,101円未満				20,200	19,800
	77,101円以上 97,000円未満	0				
第5-1	97,000円以上 133,000円未満	0	0	0	27,500	27,000
第5-2	133,000円以上 169,000円未満				29,100	28,600
第6-1	169,000円以上 235,000円未満				33,200	32,700
第6-2	235,000円以上 301,000円未満	0	0	0	37,200	36,600
第7	301,000円以上 397,000円未満				40,500	39,800
第8	397,000円以上				43,200	42,500

※1号及び2号の副食費については、月額4,500円を徴収します。

※満3歳児(2歳児クラス)の1号認定は別途主食費(月額2,000円)を徴収します。(ただし、第1階層を除く。)

※3号認定は給食費を含みます。

★保育料の軽減

ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯

ひとり親世帯・障がい者(児)のいる世帯(かつ市町村民税所得割額が77,101円未満)の保育料を軽減します。※2人目以降は無料となります。

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3号認定	
		0～2歳児クラス	
		保 育	
		標準時間	短時間
		11時間	8時間
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税所得割 48,600円未満	5,550	5,450
第4-1	48,600円以上 72,800円未満	9,000	
第4-2 の一部	72,800円以上 77,101円未満		

多子世帯及び低所得世帯

多子世帯及び低所得世帯の保育料を軽減します。

★世帯の子どものうち、2人目の子どもは半額、3人目以降は無料となります。

★市町村民税所得割額が57,700円未満の場合で、世帯の子ども1人目と2人目が同時に入所している場合は、2人目の保育料から無料となります。

減額区分及び 軽減対象児童 の数え方	3号認定	
	階層区分 第4-1の一部～第8 〔市町村民税所得割 57,700円以上〕	階層区分 第3～第4-1の一部 〔市町村民税所得割 57,700円未満〕
	年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)	年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)
対象児童		
1人目	全額	全額
2人目	半額	半額(※)
3人目以降	無料	無料

※1人目と2人目が同時に入所している場合は、2人目の保育料が無料になります。